

訪問介護事業所管理者様

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長

同一建物減算（12%減算）の届出について

日頃から、東京都の高齢者福祉施策に御理解と御協力をいただき有難うございます。

令和6年度介護報酬改定に伴い、同一建物減算について介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要になるとともに、12%減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）が新設されました。本減算につきましては、下記の点にご留意いただきますようお願いします。

記

1 同一建物減算の算定要件

減算の内容	算定要件
①10%減算	以下の建物※に居住する者（②及び④に該当する場合を除く） ・指定訪問介護事業所と同一の建物 ・指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内の建物 ・指定訪問介護事業所の所在する建物と隣接する敷地内の建物 ※以下「同一敷地内建物等」という。
②15%減算	同一敷地内建物等に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
④12%減算（新設）	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

2 12%減算の判定について

(1) 判定期間と減算適用期間（令和6年度）

R6	判定期間	減算適用期間	届出期限
前期	4月1日から9月30日	11月1日から3月31日	10月15日
後期	10月1日から2月末日	4月1日から9月30日	3月15日

(2) 判定方法

事業所ごとに、判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合を計算し、90%以上である場合に減算する。

【具体的な計算式】 $B \div A$

A：判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数（要支援者は含めない）（利用実人員）

B：Aの内、同一建物減算の適用を受けている利用者数（利用実人員）※

※②15%減算と③10%減算に該当する場合を除く

(3) 正当な理由の範囲（例示）

- ア 特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合
- イ 判定期間の一月当たりの延べ訪問回数が二百回以下であるなど事業所が小規模である場合
- ウ その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

※上記はあくまで例示です。正当な理由にあたるかは、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し判断します。

3 届出期限と届出書類

(1) 届出期限（令和6年度）

- ア 前期 令和6年10月15日（火曜日）
- イ 後期 令和7年3月15日（土曜日）

(2) 届出書類

- ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（別紙2）
- ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（別紙1-1）
- ・「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」（別紙10）

※別紙10の「2. 判定結果」ア、イについては、適宜判定期間をご修正ください。

【ダウンロードサイト】（東京都福祉局ホームページ）

東京都福祉局>高齢者>東京都介護サービス情報>指定後の届出・手続き・通知等>2 訪問介護  
[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/2\\_houkai.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/2_houkai.html)

(3) その他留意点

- ・90%以上でなかった場合、届出は不要です。ただし、別紙10については事業所において2年間保存してください。
- ・同一建物減算に該当するにも関わらず届出をしていない場合は、速やかに加算届をご提出ください。（①～③に該当する場合も届出が必要です。）

4 令和7年度以降の判定期間等について

R 7	判定期間	減算適用期間	届出期限
前期	3月1日から8月31日	10月1日から3月31日	9月15日
後期	9月1日から2月末日	4月1日から9月30日	3月15日

5 お問い合わせ

原則、以下のお問い合わせフォームからお願いしております。

東京都福祉局>高齢者>東京都介護サービス情報

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

※「<質問フォーム>都指定の居宅サービスに関するご質問はこちらから」からアクセスください。

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護事業者担当